

事務連絡
平成25年4月18日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
常務理事 室川正和
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について
及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について、及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について、各都道府県労働局長宛文書を入手したので情報提供をいたします。

以上